

# 島根県報

第一、五三〇号  
平成十五年十二月十二日  
(金曜日)

## 告示

### 目次

新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更	(市町村課)	一
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく認証事務の委任	(情報政策課)	一
島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業経営課)	二
島根県どう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の一部改正	"	三
企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正	"	三
土地改良区の定款変更の認可	(農村整備課)	三
土地改良事業施行の認可	"	三
県営土地改良事業の工事の完了	"	四
保安林予定森林(二件)	(森林整備課)	四
建設業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領の一部改正	(土木総務課)	五
都市計画変更の図書の縦覧	(都市計画課)	五
平成十六年島根県歯科技工士試験の実施	(医療対策課)	六
都市計画変更の図書の縦覧	(都市計画課)	七
平成十五年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者	(建築住宅課)	七
特定調達公告		

除雪トラック等の購入に係る一般競争入札の落札者等 (道路維持課) 七  
 初動警察活動支援システム貸借契約に係る一般競争 (警察本部) 八  
 入札の落札者等  
 正誤  
 平成十五年十一月二十八日付け島根県報第一、五二六 (教育委員会) 八  
 号中  
 平成十五年三月二十八日付け島根県報第一、四五六号 (警察本部) 九  
 中

## 告示

## 示

島根県告示第千二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により浜田市長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、町の区域を変更する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年十二月十二日

島根県知事 澄田信義

新たに土地が生じた場所	面積	編入先の町
浜田市長浜町一四八七から一五〇三に至る間の陸地に接する国有海浜地及び一五二七の四の地先の公有水面埋立地	三、八六〇・三六平方メートル	長浜町

(ただし、右地番は、平成十五年二月二十五日現在のものである。)

島根県告示第千二十九号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)

第三十四条第一項の規定に基づき、認証事務を平成十五年十一月二十八日から財団法人自治体衛星通信機構に委任したので、同法第三十八条第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月十二日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第千三十号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱（平成三年島根県告示第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

平成十五年十二月十二日

島根県知事 澄 田 信 義

別表（第二条関係）

中山間地域活性化資金の種類		融資機関が措置要綱第三の二のイ、ウ及びオに掲げる者である場合		融資機関が措置要綱第三の二のイ、エ、カ及びキに掲げる者である場合		利 子 補 給 率
		融資期間が六年以上の場合	融資期間が七年以内の場合	融資期間が六年以上の場合	融資期間が七年以内の場合	
一 措置要綱第一の二の流一 通施設整備資金	大企業以外に貸し付ける場合	貸付金のうち二億七千万円以下の部分	年一・八パーセント	年一・七パーセント	年一・二パーセント	年一・二パーセント
		大企業に貸し付ける場合	年一・三パーセント	年一・二パーセント	年一・一パーセント	年一・一パーセント
二 措置要綱第二の二の能増進施設整備資金	大企業以外に貸し付ける場合	貸付金のうち二億七千万円以下の部分	年一・八パーセント	年一・七パーセント	年一・二パーセント	年一・二パーセント
		大企業に貸し付ける場合	年一・三パーセント	年一・二パーセント	年一・一パーセント	年一・一パーセント

別表中備考以外の部分を次のように改める。

三 措置要綱 第二の二の 三の生活環 境施設整備 資金	農業協同組合等以外の者 に貸し付ける場合	年一・二五パーセント
	農業協同組合等に貸し付 ける場合	年一・二五パーセント
		年〇・四パーセント
		年〇・四パーセント

附 則

1 この告示は、平成十五年十二月十二日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年十一月二十一日から適用する。

2 平成十五年十一月二十一日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成二年六月七日付け農経A第六百三十五号農林水産事務次官依命通知）第四の（三）の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第千三十一号

島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱（平成十二年島根県告示第百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成十五年十二月十二日

島根県知事 澄 田 信 義

附 則

1 この告示は、平成十五年十二月十二日から施行する。

2 この告示による改正後の島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年十一月二十一日以降に貸し付けられる島根ぶどう災害緊急特別資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根ぶどう災害緊急特別資金については、なお従前の例による。

島根県告示第千三十二号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成十五年島根県告示第七百八十九号）の一部を次のように改正する。

平成十五年十二月十二日

島根県知事 澄 田 信 義

附 則

1 この告示は、平成十五年十二月十二日から施行する。

2 この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年十一月二十一日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

島根県告示第千三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、益田市土地改良区の定款変更を平成十五年十二月二日付けで認可した。

平成十五年十二月十二日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第千三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の者にかかる三条資格者施行土地改良事業の施行を認可した。

平成十五年十二月十二日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名 益田市久々茂町イ一六 四番地太屋岡政義外三 条資格者施行	事業名 来原地区区画整理事業 (非補助土地改良事業)	認可年月日 平成十五年十二月三日
---	----------------------------------	---------------------

島根県告示第千三十五号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十五年十二月十二日

島根県知事 澄 田 信 義

事業名	完了年月日
深山地区用排水施設事業(県営ため池等整備事業)	平成九年十月二十七日
高瀬地区用排水施設事業(県営ため池等整備事業)	平成十年三月二十五日
馬谷地区用排水施設事業(県営ため池等整備事業)	平成十年十月二日

島根県告示第千三十六号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月十二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

浜田市内村町一五九六、一八四七、一八五〇の三、一八五二の一、一八五三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに浜田市役所に備え置いて

縦覧に供する。)

島根県告示第千三十七号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月十二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡金城町大字小国口八〇の三、口八一、口八三から口八五まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

( 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに金城町役場に備え置いて縦覧に供する。 )

島根県告示第十三十八号

建設業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領 (平成十五年島根県告示第三百三十一号) の一部を次のように改正する。

平成十五年十二月十二日

島根県知事 澄 田 信 義

目次中「合併」の下に「等」を加える。

第一条中「営業譲渡」の下に「(以下「合併等」という。 )」を加える。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、合併等により入札参加資格に係る営業の一切が移転したと認められ、既に第十二条の規定に基づく再認定を受けた者については、この限りではない。

第四条第一項第八号中「会社分割」を「吸収分割」に改め、同項に次の一号を加える。

九 分割計画書の写し (新設分割の場合に限る。 )

第八条第六号中「又は営業譲渡契約書」を「営業譲渡契約書、分割契約書又は分割計画書」に改める。

第九条第六号中「再申請」を「再認定の申請」に、「又は営業譲渡契約書」を「営業譲渡契約書、分割契約書又は分割計画書」に改める。

第十三条中「様式第三号」の下に、「又は様式第三号の二」を加え、「又は営業譲渡」を「等」に改める。

第四章の章名中「合併」の下に「等」を加える。

第十四条第一項中「合併した」を「合併等を行った」に改め、同項第一号中「建設業者同士の合併」を「建設業者間で合併等を行った者」に改め、同項第二号中「合併」の下に「等を行う」を加える。

第十五条第一項第二号中「合併」の下に「等を行う」を加え、同条第二項第一号中「合併した」を「合併等実施」に、「合併後」を「合併等実施後」に改め、同項第二号中「合併後」を「合併等実施後」に改め、同条第三項ただし書中「合併」の下に「等を行う」を

加える。

第十六条第一項中「合併」の下に「等を行う」を加える。

第十七条第一項ただし書及び同条第二項中「合併」の下に「等を行う」を加え、同条第三項中「合併した」を「合併等実施」に、「合併後五年目」を「合併等実施後五年度目」に改める。

第十八条中「合併」の下に「等」を加える。

第十九条中「第十七条」を「第十五条」に改め、「建設業者の合併」の下に「等」を、「合併」の下に「等を行う」を、「当該合併」の下に「等」を加える。

附則第一項中「合併」の下に「等」を加える。

様式第四号中「備忘録の抄取」を「備忘録の抄取」に、「抄取の抄取」を「抄取の抄取」に、「抄取の抄取」を「抄取の抄取」に、「抄取の抄取」を「抄取の抄取」に改める。  
様式第五号中「備忘録の抄取」を「備忘録の抄取」に、「抄取の抄取」を「抄取の抄取」に改める。

附 則

この告示は、平成十五年十二月十二日から施行する。

島根県告示第十三十九号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第一項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。  
平成十五年十二月十二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画の種類

出雲都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

斐川町大字富村、併川及び神水

## 三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び斐川町役場

## 公 告

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二条の規定に基づき、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成十五年十二月十二日

島根県知事 澄田信義

## 第一 試験期日

一 学説試験 平成十六年二月二十五日（水）午前九時から

二 実地試験 平成十六年二月二十六日（木）午前九時から

## 第二 試験場所

松江市南田町一四一番地九 島根県歯科技術専門学校

## 第三 試験科目

一 学説試験

歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正

歯科技工学、小児歯科技工学、関係法規

二 実地試験

歯科技工実技

## 第四 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成十六年三月三十一日までに卒業する見込みの者を含む。）

二 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成十六年三月三十一日までに卒業する見込みの者を含む。）

三 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

四 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を

## 有すると認めたる者

## 第五 受験手続

## 一 願書の受付期間

平成十六年一月九日（金）から一月十九日（月）まで（郵送による場合は、平成十六年一月十九日の消印のあるものまでを有効とする。）

## 二 願書の提出先

〒六九〇 八五〇一 松江市殿町一番地 島根県健康福祉部医療対策課

## 三 提出書類

## 試験願書

## 受験資格を証明する書類

ア 第四の一又は二に該当する者は、卒業証明書（平成十六年三月に卒業する見込みの者にあつては卒業見込証明書とし、卒業後直ちに卒業証明証書を追加提出すること。）

イ 第四の三に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

ウ 第四の四に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

写真（出願前六箇月以内に脱帽で正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもの、裏面に（シギ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載し、島根

県が交付する写真票にはり付け、所定の事項を記入して提出すること。）

## 第六 試験手数料及び納入方法

試験手数料三万六千円に相当する額の島根県収入証紙（消印しないこと。）を試験願書の所定の箇所にはり付けること。

## 第七 その他

一 願書を受理したときは受験票を交付する。

二 受験者は試験当日、次のものを持参すること。

## 受験票

筆記用具

その他受験票に記載のもの

三 合格者については、受験番号を平成十六年三月二十六日(金)に島根県庁前に掲示するとともに、島根県報に公告する。

四 合格者には合格証書を交付する。

五 受験手続等について不明な点は、島根県健康福祉部医療対策課医事看護係(電話〇八五二二二一六七〇〇)へ問い合わせること。

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。  
平成十五年十二月十二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画の種類

平田市都市計画公園

二 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

平成十五年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者は、次のとおりである。  
平成十五年十二月十二日

島根県知事 澄 田 信 義

二級建築士

青木 洋司	竹内 紀文	松尾 綾子	福田 哲史	加本 英慎
岳野 瑞樹	高居あゆみ	近藤 誠	高山 瑠巳	田邊 祐介
藤田 智	藤村 亮	金築 克佳	原 友美	田部 香織
岩本 健	土江 隆明	坂崎 和義	嘉藤 明弘	青戸 俊之
原 俊之	森下 祐弥	常松 明子	間瀬田みおり	藤原 秀紀
和田 仁志	原田 俊	勝部 泰久	増原 幸範	野井 勉
春田 俊幸	吉田 靖章	川上 満	安食 孝	藤原 弘和

松原 技	岩田さやか	朽木 大佑	伊藤 妙子	園山 亮介
山本由佳子	佐藤 康子	飯塚 浩二	今若 朋子	重栖 慶
山根 俊弘	田村 光敏	安達幸太郎	原 真一	周藤 武夫
伊達 政弘	藤原 博行	佐藤 規人	高井 信作	谷本 典子
野村 大士	伊藤 誠	山根 泉	松本 隆	竹下 朋美
小山 朋	内藤 達男	河村 忍	山根 康嗣	加藤 志穂
山口 智一	福富 友宏	梶野 孝彦	富田 充	安部 智晃
久家 泰弘	角 美明	野津 一也	青砥 正司	細木 貴之
谷川 暢一	木村 剛	宮里 輝彦	陰山 正広	渡部 正徳
木下 緑	南場 敦	川隅 圭一	梶田 雅幹	山田広太郎
伊藤 広昭	和田亜希子	渡部由美子	坂本 千晶	景山 順和

特定調達公告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。  
平成15年12月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 物品等の名称、配車先及び数量

- 除雪トラック(7t専用車)、1台、広瀬土木事務所
- 除雪ローザ(19t級)、1台、仁多土木事務所
- 除雪ローザ(11t級)、1台、大田土木建築事務所
- 凍結防止剤散布車(4.0㎡)、1台、仁多土木事務所

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県土木部道路維持課路政係 島根県松江市殿町8番地

報 島 根 島 報

3 落札者を決定した日

平成15年10月24日

平成15年10月24日

平成15年10月24日

平成15年10月24日

4 落札者の氏名及び住所

中国日産ディーゼル株式会社 松江支店 松江市竹矢町1748番地

中国TCM株式会社山陰支店 島根県八束郡栗出雲町大字錦浜583 33

コベルコ建機西日本株式会社 中国支社 松江営業所 松江市西嫁島 1 5 1

株式会社原商 島根県八束郡宍道町大字白石81 10

5 落札金額

20,790,000円

26,985,000円

14,159,250円

14,490,000円

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

一般競争入札

一般競争入札

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成15年 9月12日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公示する。

平成15年12月12日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 名称

初動警察活動支援シナスム貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町 8 番地 1

3 落札者を決定した日

平成15年11月27日

4 落札者の氏名及び住所

松下リース・クレジット株式会社 中国東支店 山陰オフイス

島根県松江市袖師町 2 番32号

5 落札金額

173,880,000円

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成15年10月14日

出 張

平成十五年十一月二十八日付け島根県報第一〇五二六号中に誤りがあったので次のように訂正す。

ページ	段	行	誤	正
十四	上	始めから五	島根県教育委員会規則 第十九号	島根県教育委員会規則 第十八号
十六	上	始めから九	島根県教育委員会規則 第二十号	島根県教育委員会規則 第十九号



平成十五年三月二十八日付け島根県報第一、四五六号中に誤りがあったので次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
二十四	下	終りから十二	島根県公安委員会規則第6号	島根県公安委員会規則第6号 島根県警備業法施行細則の一部を改正する規則
二十四	下	終りから七	プラスチック	プラスチック
二十五	上	始め	(警戒棒、警戒杖及び非金属製の楯の携帯の制限)	第3条を次のように改める。 (警戒棒、警戒杖及び非金属製の楯の携帯の制限)
二十五	上	始めから七	第2条第5項	第2条第5項
二十五	上	終りから十一	おそれが	おそれの
二十五	上	終りから八	おそれが	おそれの

毎週火・金曜日発行

平成十五年十二月十二日印刷  
平成十五年十二月十二日発行

発行者  
島  
根  
県

発行所  
松江市学園南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)